

エレベーター保守点検業務仕様書

業務実施場所 前原団地（船橋市前原西6丁目770番70）

① 業務の目的	建築基準法・労働安全衛生法等関係法令の規定を遵守し、市営前原団地に設置されているエレベーターの保守点検を行うものである。
② 業務の内容	・対象機器 - 名称 東芝製昇降機 - 用途 住宅用（車椅子兼用） - 方式 ロープ式 - 定員 9名（600kg） - 速度 45m／毎分 - 停止 5停止 ・点検内容 - 東芝エレベーター遠隔監視メンテナンス（FM）仕様書、東芝エレベーター点検内容、主要整備工事範囲、付加装置・付加仕様点検内容及び設計書のとおり
③ 業務の頻度	定期点検（3か月に1回）・遠隔点検（月1回）・定期検査（年1回）
④ 作業の確認方法	作業完了後、報告書を住宅政策課に提出し、検収を受けること。
⑤ その他、契約の条件となる主な事項	・支払条件 - 毎月払い（年12回） ・作業に要する設備・機材・光熱水費・消耗品等の負担区分 - すべて受注者負担とする。 ・緊急事態時の対応 24時間体制で迅速に対応すること。 ・建築基準法第12条第3項に基づく定期調査 - 報告書は同条に基づく様式を使用すること。 ・その他 - この仕様書に不明な点、または規定されていない作業・修理等、若しくは本業務について疑義が発生した場合は、住宅政策課と相談の上決定するものとする。

業務実施場所 三山団地（船橋市三山2丁目510番7）

① 業務の目的	建築基準法・労働安全衛生法等関係法令の規定を遵守し、市営三山団地に設置されているエレベーターの保守点検を行うものである。
② 業務の内容	・対象機器（001号機） FM管理 A X I E Z-乗用-9人 - 45m/min-4 stops 地震時管制運転装置（EER-P） 停電時自動着床装置（MELD） 火災時管制運転装置（FER） 遮煙ドア ・対象機器（002号機） FM管理 A X I E Z-乗用-9人 - 45m/min-5 stops 地震時管制運転装置（EER-P） 停電時自動着床装置（MELD） 火災時管制運転装置（FER） 遮煙ドア（5カ所） ・点検内容 設計書および機器保証サービス仕様書のとおり
③ 業務の頻度	定期点検（月1回）・定期検査（年1回）
④ 作業の確認方法	作業完了後、報告書を住宅政策課に提出し、検収を受けること。
⑤ その他、契約の条件となる主な事項	・支払条件 毎月払い ・作業に要する設備・機材・光熱水費・消耗品等の負担区分はすべて受注者負担とする。 ・予防保全のための機能維持に必要な修理・部品交換を保証すること。 ・緊急事態時の対応 24時間体制で迅速に対応すること。 ・建築基準法第12条第3項に基づく定期調査 報告書は同条に基づく様式を使用すること。 ・その他 この仕様書に不明な点、または規定されていない作業・修理等、若しくは本業務について疑義が発生した場合は、住宅政策課と相談の上決定するものとする。